

米国NYでのレセプション等を活用した海外販路開拓事業委託業務仕様書（案）

産業労働部 営業局

この業務仕様書は、長野県（以下「甲」という）が行う米国NYでのレセプション等を活用した海外販路開拓事業委託業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

米国NYでのレセプション等を活用した海外販路開拓事業委託業務

2 業務の目的

世界一の経済規模を誇り、日本食の輸出拡大が見込まれる米国ニューヨークにおいて、「発酵・長寿NAGANOの食」をテーマにしたレセプション及び交流会を開催することで、米国での県産品の販路開拓・拡大を図るとともに、世界へ向けて「発酵食品」をはじめとする県産品の情報発信を行う。

3 委託契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）2月21日（金）まで

4 業務内容

（1）「発酵・長寿NAGANOの食」をテーマにしたレセプションの開催

○日時：令和6年10月29日（火）17時会場 18時～20時開催（予定）

○会場：在ニューヨーク日本国総領事公邸

ア レセプションの企画立案

県内事業者の米国での販路開拓・拡大を加速するため、味噌、醤油、日本酒など長野県が誇る発酵食品をはじめとする県産品をPRするためのレセプションを開催する。

また、発酵食品（長野県産品）を世界へ向けてアピールする機会となるよう企画内容を工夫すること。レセプションにかかる費用は、全て委託料の中から支出するものとする。

イ レセプションに招待する招待客の選定及び招待状の作成

食品卸、小売、飲食等の分野で商談の成約が高く見込まれ、継続的な米国での販路拡大に繋がるバイヤー、レストラン関係者、及びメディア関係者等の招待客を選定し、60名以上を招待すること。招待客の選定にあたっては、甲と相談の上、決定すること。

ウ 招待状の作成・送付及び出欠の取りまとめについて

レセプションの招待状を作成し、（1）イの招待客に送付（メール可）し、出欠の取りまとめを行うこと。招待客情報は甲に提出すること。

エ 「発酵・長寿NAGANOの食」をPRするためのメニュー考案、食材の手配

発酵バレーNAGANO (<https://hakkou-valley.nagano.jp/>) に参加する長野県産の味噌、醤油、日本酒、酢、ワイン、チーズ、納豆、漬物の他、米国に輸出されている県産品（七味唐辛子、そば、ワサビ、ジュース、米、市田柿、おやき、菓子等）を活用し、今後の販路拡大に繋がるようなメニューを考案すること。また、調理を行うシェフについては、NY総領事館と相談の上、決定すること。

レセプションに使用する食材の手配（国内から輸送する場合には、輸出通関に関する手続き等を含む）は、全て乙が行うものとする。また、使用食材の品質管理（流通段階での温度管理等）は、乙の責任のもと管理するものとする。

オ NY総領事館との事前調整、準備、支払い等

企画内容スケジュールを固めた上で、事前にNY総領事館と調整、打ち合わせを行うなど準備を進めること。計画概要については、内容を固め、NY総領事館と事前調整を行った上で、甲がNY総領事館へ提出する計画書の作成、及びその他の提出書類を6月末までに準備すること。在ニューヨーク日本国総領事公邸の使用に関して発生する経費については、乙の責任において、委託料の中からNY総領事館に対して確実に支払うこととする。

カ レセプションの開催・運営

①当日の運営

当日のメニュー作成、長野県産食材が最大限PRできる会場設営（ロールアップバナー、小のぼり、腰巻は長野県で作成）、レセプションの運営に必要な人員（受付、司会、誘導、配膳等）を手配し、招待客の満足度が高いレセプションを実施すること。

②レセプション参加事業者等の対応及び通訳の手配

県内からレセプションに参加する事業者（5～6社程度）及び長野県が、効果的な形でレセプションに参加できるような内容とし、現地でのサポートをすること。加えて招待客とのやり取りが円滑に進むよう英語が堪能な通訳を適正に配置すること。

③現地メディアやSNS等を活用した効果的なプロモーションの実施

発酵食品（長野県産品）の米国での認知度向上、及び販路拡大に繋がるようメディアを活用した情報発信を行うこと。また、日本のメディアにおいても当日の様子を報道するため、動画及び静止画を撮影するプロのカメラマンを用意し、動画・静止画の撮影・配信を行うこと。なお、日本のメディア対応は甲が行い、撮影した映像・画像の著作権については、甲に帰属するものとする。

④その他

招待客（バイヤー、レストラン関係者等）に対して、県産品の販路開拓・拡大に繋がるような取組を実施すること。

(2) JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）経験者との意見交換会の実施

JETプログラム事業に参加し、長野県で語学指導をしていた経験者と県産品の販路拡大等に向けた意見交換会を実施すること。意見交換会にかかる費用は、全て委託料の中から支出するものとする。

○日時：令和6年10月28日（月）2時間（予定）

○会場：飲食可能なニューヨーク市内会議室またはホテル

○人数：20名程度（JET経験者5～6名、長野県グローバル推進アドバイザー、県職員、クレアニューヨーク職員等）

○内容：県産品を活用した軽食（おにぎり・味噌汁、その他県産品等）を召し上がりながらの交流とする。交流内容については長野県国際交流課と事前打ち合わせの上、決定すること。

○お土産：長野県産品等

○必要機材：モニター、配信機材（会場外のJ E T 経験者をオンラインで繋ぎます）

(3) その他

ア アンケートの実施

レセプション終了後に、県内の参加事業者に対してレセプション参加の成果についてアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。アンケート内容は乙が作成し、甲と相談の上決定すること。

イ 継続的な販路拡大の取組

履行期間終了後も、県産品の継続的な販路拡大につながる取組みを実施すること。

5 スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は、甲と協議のうえ決定する。

日 程		項 目
4 月	中旬	・公募型プロポーザル公告
5 月	下旬	・受託事業者決定・契約
6 月		・レセプションの企画、計画、スケジュール確定 ・メニューの考案 ・NY総領事館・シェフ等との打ち合わせ
以降 ～3月		・レセプション・意見交換会開催へ向けた準備 ・県産食材の手配、輸送手続き ・参加事業者との打ち合わせ ・レセプション・意見交換会の開催 ・アンケートの実施 等
2 月	中旬	・実績報告書の提出

6 完了検査

- (1) 乙は、本業務の完了後に甲の検査を受けるものとする。
- (2) 乙は、検査の結果、甲から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、甲へ提出すること。提案書においては、県担当者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に甲へ書面で報告すること。

8 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。
また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は乙において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 本事業成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、甲に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこ

の限りでないが、留保される権利について、甲に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

- (3) 乙は、本事業完了後、甲が指定する日までに業務完了報告書を紙媒体1部または、電子データ（PDF形式及びPowerPointやWord等の編集可能な形式）で甲に提出すること。

9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 乙は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- (1) 乙は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- (2) 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

11 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行わなければならない。
- (4) 乙は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に甲と協議すること。
- (5) 乙は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。
- (6) 乙は、本仕様書に記載されていない事項について、甲の指示に従わなければならない。
- (7) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。
- (8) 本事業で生じた一切の訴訟については乙の責任において対応するものとする。